

## 総合支援資金特例貸付の【延長貸付】について

### 1 延長貸付となる方

原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により、なおも生活困窮の状況が続く方は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関での相談や継続的な支援を受けられることで対象になります。

※延長申請は1回までです。

### 2 延長貸付の期間

当初貸付期間	延長貸付期間
4～6月分	7～9月分
5～7月分	8～10月分
6～8月分	9～11月分
7～9月分	10～12月分
8～10月分	11～1月分
9～11月分	12～2月分
10～12月分	令和3年1～3月分
11～令和3年1月分	2～4月分
12～令和3年2月分	3～5月分
令和3年1～3月分	4～6月分
令和3年2～4月分	5～7月分
令和3年3～5月分	6～8月分

**※令和3年3月末日までに総合支援資金（初回貸付）を申請した世帯は、延長貸付の申請ができるようになりました。（延長申請は1回まで）**

### 3 申請書類

- 1 総合支援資金特例貸付【延長貸付】申込書
- 2 総合支援資金特例貸付【延長貸付】借用書
- 3 総合支援資金特例貸付 延長貸付にかかる状況確認シートの写し

※状況確認シートは自立相談支援機関が支援決定を行ったことがわかるもの

◎申請書様式については、下記いずれかの方法で取得ください。

- ① 熊本県社協ホームページ(下記リンク先)からダウンロードする。
- ② 熊本市自立支援センター（中央・東・南）での面談時、取得する。

※【延長貸付】の申請には、生活自立支援センターでの面談が必須になります。

**【熊本県社会福祉協議会ホームページ】 新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ（外部リンク）**

[http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/ki\\_ji/pub/detail.asp?c\\_id=16&id=1395&type=top](http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/ki_ji/pub/detail.asp?c_id=16&id=1395&type=top)

**4 申請方法及び郵送先**

原則、郵送による申請受付とさせていただきます。

《郵送先》

〒860-0004

熊本市中央区新町2丁目4-27 熊本市社会福祉協議会 総合相談センター

**5 お問合せ先**

特例貸付専用ダイヤル 096-324-5511

月～金 10：00～16：00（祝日を除く）